

農地法 第 4 条 許可申請に係る提出（添付）書類

<提出書類> 各 1 部

提出書類	個人	法人	確認欄
① 許可申請書（記入例を参考に必要事項は全て記入してください。）	○	○	
② 法人の場合、法人登記簿謄本又は抄本、会社の定款（場合によれば寄附行為）		○	
③ 【任意】申請地の登記簿謄本の原本（6 カ月以内のもので全部事項証明書）※ 1	△	△	
④ 申請人の住民票（真庭市に住所がない場合）	△		
⑤ 申請地の地籍図又は切絵図（申請地及び隣地の地目、所有者名等を明記）※ 2	○	○	
⑥ 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（住宅地図等）	○	○	
⑦ 土地利用計画図（駐車場、資材置場、建築施設の配置図）	○	○	
⑧ 建築施設の平面図（縦・横及び建築面積計算表を記載）及び立面図 ※ 3	○	○	
⑨ 造成計画の断面図（横断面図）	○	○	
⑩ 他法令の許可を要する場合、申請書（受付印有）又は許認可証等の写し	△	△	
⑪ 被害防除計画書及び計画図面	○	○	
⑫ 転用者（申請人）が土地の所有者と異なる場合は所有者の同意書	△	△	
⑬ 申請地が土地改良区内の場合は「土地改良区意見書」、水路組合等の場合は「同意書」	△	△	
⑭ 行政書士に委任して申請する場合（委任状）→申請人が申請内容を確認した署名があるもの	△	△	
⑮ 1 種・2 種農地の場合、代替性の検討（土地選定の経緯）【農振除外申請した農地なら不要】	△	△	
⑯ 誓約書	○	○	
⑰ その他 ア 資金計画において、自己資金の場合は残高証明書、借入金の場合は融資証明書 イ 申請地の登記簿謄本に抵当権、仮登記が登記されている場合には、債権者等の抹消同意書又は転用同意書（基本的に原則抹消後申請）	○ △	○ △	
⑱ 農業者年金受給の有無			
⑲ 贈与税、相続税、不動産取得税の納税猶予を受けている農地の有無			

○：必要な書類 △：場合により必要な書類

※ 1）登記簿謄本の所有者の住所と申請人の現住所が相違している場合 → 戸籍附票が必要

※ 2）法務局、税務課又は各振興局でとれます。

※ 3）転用目的が住宅の場合、一般住宅は 5 0 0 m²以下、農家住宅は 1, 0 0 0 m²以下

※ 4）建ぺい率が 2 2 %以上必要 【建築面積÷敷地面積】

既存建物がある場合は加えた面積 → 詳細はお尋ねください。

- ・農業振興地域内にある農用地は、除外申出手続き又は用途区分変更（軽微変更）手続きを完了した後に、転用の申請を行う必要がありますので、農業振興課へご相談ください。
- ・市道及び国県道に取合い（出入口）を設置する場合は道路占用許可（道路法第 3 2 条）を得るため管理者へご相談ください。
- ・河川の保全区域（1 級河川から 20m 幅以内）の転用は河川法第 5 5 条の許可が必要なため管理者へご相談ください。

申請の締切日は毎月 15 日頃としていますが、事務局でご確認ください。
申請の許可は、通常、翌月の総会日以降になります。

**※ 議案発送日（毎月 1 日）までに、地区の農業委員へ
申請内容の説明をお願いします。**

真庭市農業委員会事務局
真庭市久世 2927-2
TEL 0867-42-1676
FAX 0867-42-3907